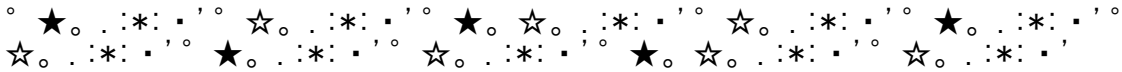




《熊本産業保健総合支援センターメールマガジン》

第204号(令和5年1月4日)



《コンテンツ》

◇新春のご挨拶

◇令和4年度産業保健研修会について

◇いろいろなお知らせ

1. 特殊健康診断実施機関一覧を更新
2. 「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」を設置します
3. 地域産業保健センターのご案内
4. 新型コロナウイルス感染症に関する情報

◇主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について
2. MOCAの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加
3. 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示

【熊本労働局】

1. 雇用環境・均等関係の周知資料(12月分)掲載
2. 令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表

【熊本県】

1. 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届について

【こころの耳】

1. 「こころの耳 5分研修シリーズ」追加掲載

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内

【九州安全衛生技術センター】

1. 令和5年度における労働安全衛生法に基づく各種免許試験の実施

◇労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」について

◇コラム「自転車乗りとして」

◇編集後記



新春のご挨拶

明けましておめでとうございます。

日頃より、皆様方には産業保健活動の推進にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

元号が令和となり早5年目を迎えますが、社会情勢では新型コロナウイルス感染症の熊本県内の感染状況もいまだ収束したとは言えず、また季節性インフルエンザが年末に増加傾向にあり、感染症対策にも余念がない状況です。

労働環境もここ数年大きく変化してきております。新たに第14次労働災害防止計画について検討されておりますが、デジタル技術の向上に伴い、テレワーク等の新たな働き方が推進されていく一方で、多様な働き方への対応や少子高齢化による高年齢労働者の心身の健康確保などが対策の柱となっています。

他にも過重労働対策、メンタルヘルス対策、化学物質等による健康障害防止対策の推進が求められる中で、産業保健総合支援センター並びに地域産業保健センターとして、その重責を担う必要があると感じております。特に小規模事業場における産業保健活動の推進においては、第14次労働災害防止計画策定の検討会のなかでも重点項目に位置づけられており、積極的に支援を推進していかなければならないものと思っております。

今年卯年、「兎の登り坂」で皆さまのお役に立てるよう精進していきますので、引き続き本年もよろしくお願い申し上げます。

熊本産業保健総合支援センター
所長 坂本 不出夫



令和4年度 産業保健研修会について

随時更新しておりますので、最新の情報は、ホームページをご確認ください。

産業保健スタッフ(産業医・保健師・看護師・衛生管理等)のみならず、労働者・事業主或いは、産業保健に関して興味をお持ちの多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

令和4年度産業保健研修会(詳細・お申込み)

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/useful.shtml#20180704004444>

※お申込みの受付期間がございますので、ご注意ください。

※状況により、変更・中止することがあります。

※1月23日開催予定の「局所排気装置の基礎知識(実習)」は、開催を中止いたします。

研修参加時には新型コロナウイルス感染予防対策のため、必ず留意事項をお読みください。

※研修会ご参加時の留意事項について

<https://kumamotos.johas.go.jp/documents/caution.pdf>

【オンライン研修】※日本医師会認定産業医生涯研修対象ではございません。

<<■■■■■令和5年1月の予定■■■■■>>

日 時:1月18日(水) 14:00~15:30

研修テーマ:デスクワークしながらできる簡単腰痛予防体操
講師:山下亮

日時:1月25日(水)14:00~15:30
研修テーマ:職場でのコミュニケーションづくり(ラインケア)
講師:津下芳夫

<<■■■■■令和5年2月の予定■■■■■>>

日時:2月3日(金)14:00~16:00
研修テーマ:中小企業における嘱託産業医の活用
講師:野波善郎

日時:2月10日(金)14:00~16:00
研修テーマ:心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援対策
講師:岡田修治

【産業医研修】
※日本医師会認定産業医生涯研修対象の研修として現在申請中です。
※ホームページでは、研修名にハートの記号が付いている研修となります。

<<■■■■■令和5年1月の予定■■■■■>>

日時:1月12日(木)14:00~16:00
会場:センター会議室
研修テーマ:アサーション技法を使ったスムーズな
コミュニケーションについて【産医単位:専門2】
講師:森田裕子

日時:1月26日(木)14:00~16:00
会場:センター会議室
研修テーマ:産業医として知っておくべき、新型コロナウイルス
感染症と後遺症への対策【産医単位:専門2】
講師:宮崎博喜

<<■■■■■令和5年2月の予定■■■■■>>

日時:2月1日(水)14:00~15:30
会場:くまもと県民交流館パレオ 会議室1
(熊本市中央区手取本町8番9号)
研修テーマ:産業医として知っておきたい損害賠償責任と判例
【産医単位:専門1.5】
講師:馬場啓

日時:2月8日(水)18:30~20:30
会場:熊本市中央公民館 7階 ホール
(熊本市中央区草葉町5番1号)
研修テーマ:若年性認知症に関する産業医向け研修
【産医単位申請中:専門2】
講師:元田真一、空閑節子

日時:2月17日(金)18:30~20:30
会場:センター会議室
研修テーマ:非感染性疾患(NCD)の予防 がん、循環器疾患、
糖尿病、COPD【産医単位:専門2】

◇ いろいろなお知らせ

1. 特殊健康診断実施機関一覧を更新
～最新版は令和4年12月2日付です～

お役立ち情報—特殊健康診断実施機関一覧を更新しました。
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221205083636.html>

2. 「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための
心と健康の相談ダイヤル」を設置します

～令和4年12月17日からの大雪により被災された方からの相談の
受付も始めました～

「令和4年度 大雨・台風及び大雪による災害被災者のための心と
健康の相談ダイヤル」

(令和4年7月22日(金)～)

- ・フリーダイヤル 0120-200-826
- ・全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能
- ・受付日時 平日(10時00分～17時00分/土日祝日を除く)
- ・対象者 対象となる災害に被災された方(事業者、労働者及びその家族等)

相談例：・人間関係の悩みなどでの強いストレスや不安について
・エコノミークラス症候群などの健康管理や感染対策などの健康不安に

ついて

https://www.johas.go.jp/Portals/0/sodan_freedaiyaru_1220.pdf

3. 地域産業保健センターのご案内
地域窓口(地域産業保健センター)は、労働者数50人未満の小規模事業場の
事業者や労働者に対して、次の事業を原則として無料で提供しています。

今年度(令和4年度)の利用につきまして、予算の都合によりお申し込みを
お受けできないこともございますので、予めご了承ください。

※地域産業保健センターをご利用できない場合は、本社・支店等の産業医、
お近くの医療機関、健診機関、当センターホームページに掲載している
産業医の先生方にご相談し、ご協力が得られないかご確認ください。

- (1)労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談
- (2)健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- (3)ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導
- (4)個別訪問による産業保健指導の実施
- (5)その他 労働者の健康管理や産業保健に関するご相談を受け付けています。

<https://www.kumamotos.johas.go.jp/areamed.shtml>

- ・阿蘇地域産業保健センター
Tel 0967-34-1177 Fax 0967-34-1619
- ・有明地域産業保健センター
Tel 0968-72-3050 Fax 0968-82-8844
- ・天草地域産業保健センター
Tel 0969-25-1236 Fax 0969-24-4126
- ・菊池鹿本地域産業保健センター

- Tel 0968-23-1210 Fax 0968-23-1211
- ・熊本地域産業保健センター
Tel 096-366-6788 Fax 096-366-6788
 - ・人吉球磨地域産業保健センター
Tel 0966-22-3059 Fax 0966-22-3059
 - ・八代水俣地域産業保健センター
Tel 0965-39-9531 Fax 0965-39-9532

4. 新型コロナウイルス感染症に関する情報

※情報は随時更新されております。最新の情報をご確認ください。
<https://kumamotos.johas.go.jp/useful.shtml>

※新型コロナウイルス感染症対策にリンク集を掲載しました
【労働者健康安全機構】

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20201126132727.html>

◇ 主な行政の動き

【厚生労働省】

1. 「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の 方法等」に関する告示について

■告示のポイント

- 1 有機溶剤等の濃度測定
個人サンプリング法（労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定方法）による作業環境測定等や個人ばく露測定の方法、その試料採取方法と分析方法を規定。
- 2 有効な呼吸用保護具の使用
有効な呼吸用保護具として、測定結果に応じた要求防護係数（労働者がばく露される濃度が基準値の何倍かを示す係数）を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定。
- 3 呼吸用保護具の適切な装着の確認
呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法として、フィットファクタ（労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認することを規定。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221201082749.html>

2. MOCAの製造・取扱業務を健康管理手帳の交付対象業務に追加

【改正の趣旨】

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第67条に基づき、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度です。

このたび、健康管理手帳の交付対象業務に、3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン（MOCA）の製造・取扱業務を追加等するものです。

【改正の内容】

- ・健康管理手帳の交付対象業務に、MOCAの製造・取扱業務を追加
- ・健康管理手帳の交付対象要件を、MOCAの製造・取扱業務に2年以上従事した経験を有することとするもの

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221219112944.html>

3. 労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示

■告示のポイント

- 1 作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質の範囲
労働安全衛生法に基づきリスクアセスメントの実施が義務付けられているリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの。
ただし、以下のものおよび事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く。
 - ・エタノール
 - ・特別管理物質※※ 特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質
- 2 適用日 令和5年4月1日
<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221227085934.html>

【熊本労働局】

1. 雇用環境・均等関係の周知資料（12月分）掲載
以下の資料について、熊本労働局のホームページに掲載されました。
 - ・働き方改革推進支援助成金リーフレット（4コース）
 - 働き方改革推進支援助成金リーフレット（労働時間短縮・年休促進支援コース）
 - 働き方改革推進支援助成金リーフレット（勤務間インターバル導入コース）
 - 働き方改革推進支援助成金リーフレット（労働時間適正管理推進コース）
 - 働き方改革推進支援助成金リーフレット（団体推進コース）<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221215111933.html>
2. 令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表
【集計結果の主なポイント】
 - (1) 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況
 - 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況
65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は3,295社（99.8%） [0.6ポイント増加]
 - ・企業規模別には中小企業では99.7% [0.6ポイント増加]、大企業では100.0% [変動なし]
 - ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において67.6% [1.8ポイント減少]
 - 2 65歳定年企業の状況
65歳定年企業は793社（24.0%） [1.6ポイント増加]
 - ・中小企業では24.5% [1.7ポイント増加]
 - ・大企業では13.3% [1.3ポイント減少]
 - (2) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況
 - 1 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況
70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は889社（26.9%） [3.1ポイント増加]
 - ・中小企業では27.6% [3.2ポイント増加]
 - ・大企業では13.9% [1.2ポイント増加]
 - 2 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況
66歳以上まで働ける制度のある企業は1,419社（43.0%） [3.4ポイント増加]
 - ・中小企業では43.4% [3.5ポイント増加]
 - ・大企業では34.8% [2.5ポイント増加]
 - 3 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況
70歳以上まで働ける制度のある企業は1,347社（40.8%） [3.5ポイント増加]
 - ・中小企業では41.1% [3.5ポイント増加]
 - ・大企業では33.5% [2.5ポイント増加]

4 定年制廃止企業等の状況

定年制の廃止企業は 100 社
(3.0%) [0.2 ポイント増加]

- ・ 中小企業では 3.2% [0.2 ポイント増加]
- ・ 大企業では 0.0% [変動なし]

※この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、
301人以上規模を「大企業」としています。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221220093531.html>

【熊本県】

1. 保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届について

保健師助産師看護師法第33条の規定により2年毎に実施されているところですが、令和4年度は、この調査年に当たり、令和4年(2022年)12月31日現在において、看護業務に従事している者は、厚生労働省令で定める事項を、就業地の県知事に届けることが義務付けられています。

1. 調査対象者

令和4年(2022年)12月31日現在において、熊本県内で保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に従事している方

※休職中又は育児休暇中であっても、雇用関係にある場合は、対象となります。

2. 届出票の配付及び提出方法

今年度から、インターネットによるオンライン届出が可能になります。
従来どおり紙による提出も可能です。

(1) オンラインによる届出

厚生労働省が新設する医療従事者届出システムにアクセスし、従事先の医療機関等が取りまとめの上、届出情報を登録してください。医療従事者届出システムは、令和4年(2022年)12月17日(土)から利用可能となる予定です。

医療従事者届出システムへのアクセス及びシステムに関する情報の確認は、下記厚生労働省ホームページより行ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujishatodokede-sys.html

(2) 紙による届出

管轄保健所(山鹿市区域にあつては、山鹿市。以下同じ。)を通じて勤務先に届出票を配付しますので、届出対象者にあつては、必要事項を記入の上、就業地を管轄する保健所へ御提出ください。

なお、勤務先に届出票が届かない場合は、就業地を管轄する保健所へ御連絡いただくか、県医療政策課ホームページに掲載されている届出票等を御利用ください。

3. 提出期限

令和5年(2023年)1月16日(月)必着

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221228151611.html>

【こころの耳】

1. 「こころの耳 5分研修シリーズ」追加掲載

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に、「5分研修シリーズ」に「女性労働者自身のメンタルヘルスケア」と「職場で孤独を感じている方へ」が新たに追加されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221206154350.html>

【熊本障害者職業センター】

1. リワーク支援説明会のご案内

熊本障害者職業センターでは、うつ病などで休職している方の

スムーズな復職に向けて、リワーク支援を行っています。
「職場からリワークを勧められたけど何をするか分からない」
「休職している社員にどのように勧めたらよいか分からない」という
方に、リワーク支援の利用方法や支援の流れ、プログラムの内容等をご紹介します。

詳細・お申し込みは以下のリンクから。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20220726134352.html>

【九州安全衛生技術センター】

1. 令和5年度における労働安全衛生法に基づく各種免許試験の実施
九州安全衛生技術センターで実施される労働安全衛生法に基づく
各種試験の案内書（学科試験）を作成されました。

<https://kumamotos.johas.go.jp/contents/news/20221220145642.html>



労災疾病等医学研究普及サイトのご案内

「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」について

当機構では、治療就労両立支援センターが中心となって、がん、糖尿病、肝炎、難病、脳卒中、メンタルヘルス、心疾患、その他すべての疾病を対象とした治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。

「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」は、両立支援コーディネーターの業務を行う上で必要な基本スキルや知識に加え、両立支援の事例紹介や、実際に両立支援コーディネーターが両立支援を実施するうえで留意すべき事項などを記載しています。

令和4年度には、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に追加された心疾患、難病、肝疾患への支援に対応するため改訂を行いました。

当マニュアルは、医療従事者や企業の人事・労務担当者、産業保健スタッフの方々にも両立支援の基本的な取組方法がご理解いただけるように構成されており、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとしても活用されています。当機構ホームページから無料ダウンロードが可能ですので、ぜひご活用ください。

★両立支援コーディネーターマニュアルはこちら

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1047/Default.aspx>

★両立支援コーディネーターについて知りたい方はこちら

<https://www.research.johas.go.jp/ryoritsucoo/>



コラム「自転車乗りとして」

ここ数年、体力の衰えを感じ始めウォーキング・スポーツ等を続けているものの、流石に2・30代の時の様には体が動かず何とか若者について行けるぐらいにはとそこそこに運動量をこなす日々を過ごしている。

最近、足腰の衰えをカバーしようと思い、若かりし頃買った複数台の自転車の内、もう型は古いものの数十年前にバイトで当時の高価なサイクリング/輪行用として買った自転車のチェーンやブレーキ等を少しずつ整備し始めたところ。

これから余暇も利用し気分転換も兼ねて、ちよいと自転車に乗って遠出でもすれば気持ち良いことだろう。

昔は世間で自転車利用者におけるマナーについてはさほど問題とされることはなかったが、現代社会においては歩行者を巻き込む死亡事故等

